

1月23日、第1回子どもの権利条例市民モニター会議を開催しました。昨年10月に募集をした子どもモニター（中学生8名）とおとなモニター（9名）が集まりました。

市民モニターへの役割

泉南市子どもの権利に関する条例が、「子どもにやさしいまち」をめざして効果的に推進されているかを、モニタリング（状態をみて、感想や評価を行うこと）する役割です。

モニター会議で次のことを話し合いました

①条例について聞きたいこと、知りたいこと

この条例は、自分たちの生活の中でどう関わっているのか、条例ができて実際に何が変わったのか、モニターは市長にあうことができないのか、子どもに優しい、子どもが過ごしやすいってどういうこと？など

②条例について考えたい、大切にしたいこと

子どもの意見を大切にできる地域であってほしい、全ての学校で子どもの権利に関する授業を1回は実施してほしい、11月20日は子どもの権利の日であることなど

③条例について伝えたいこと、分かち合いたいこと

泉南市にあるこの条例はすごい、条例があることを知って利用してもらいたい、あなたは大切な方ですなど

④条例についてその他、話し合いたいこと

子どもが考える居場所とは、子どもは広報紙を見ないから子どもに伝える方法を考える、条例を意味ある条例として続けられるようにしたいなど



全体として

まだまだ、子どもの権利に関する条例を知る方が少ないので、この条例の意味やめざしているところを、子どもを含め、多くの市民の方に伝える工夫が必要であるとの意見が多かったです。これらの意見をもとに、広報活動についてさらに努力していきたいと思います。

【問合せ】 泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail: jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）